

保育士就職準備金貸付事業のご案内

～保育士資格を活用して、保育などの仕事を考えている方へ～

「保育士就職準備金貸付事業」は、養成施設の卒業から1年以上経過し、保育士登録を行っている方、又は保育士試験の合格後、保育士登録を行った方を対象に、保育士資格を活用し、神奈川県内の保育所等で活躍いただくことを目的に、**かながわ保育士保育所支援センターでの求職登録・就労支援のうえで**就職の準備に必要な資金を貸付する制度です。

この貸付は、**対象となる施設等で職種を保育士または保育教諭として2年間継続して、保育業務に従事(週20時間以上)**することで返還猶予・返還免除申請が可能となります。

※幼稚園教諭としての従事は対象外となります。

※**有料職業紹介、または派遣事業所を介して新たに勤務することが決まった方(内定含む)**については、**かながわ保育士・保育所支援センターの求職登録による就労支援の対象とならないため、本貸付の対象外**となります。

<貸付要件等>

次の条件をすべて満たす方が対象となります。また、**保育所等での勤務は週20時間以上の勤務が必要**となります。

- ① 養成施設の卒業から1年以上経過し、保育士登録を行っている方、又は保育士試験の合格後に、保育士登録を行った方
 - ② 以下に掲げる施設又は事業を離職した者又は当該施設又は事業に勤務経験のない方
 - (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所または幼保連携型認定こども園
 - (2) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - (4) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1に規定する幼稚園
 - (6) その他、上記に準ずる施設または事業所
 - ③ かながわ保育士・保育所支援センターに求職登録*1の後、就労支援のうえで、神奈川県内に所在する次の
 - (1) ～(10)の保育所等に新たに勤務することが決定(内定含む)していること
 - (1) 児童福祉法第7条に規定する**保育所**
 - (2) 学校教育法第1条に規定する『幼稚園』のうち、次のもの
 - ・教育時間の修了後等に行う教育活動(預かり保育)・『認定こども園』への移行を予定している施設
 - (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第2条第6項に規定する『認定こども園』
 - (4) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、第10項に規定する**小規模保育事業**、第11項に規定する**居宅訪問型保育事業**、第12項に規定する**事業所内保育事業**
 - (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する**病児保育事業**
 - (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する**一時預かり事業**
 - (7) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する**乳児等通園支援事業**
 - (8) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において**特例保育を実施する施設**
 - (9) 市町村等で単独保育制度にかかる**保育施設(認定保育施設)など**
 - (10) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める**企業主導型保育事業**
 - ④ 新たに勤務する保育所等の就業先において2年間継続して勤務できること
 - ⑤ 貸付申込時に就職準備金の用途を明示する必要があります
 - ⑥ 連帯保証人をたてること
 - ・連帯保証人は、**日本国内に居住する20歳以上、80歳以下で、原則独立の生計を営むなど安定した収入がある方(前年度の収入および今年度の収入見込みが150万円以上の方)**
 - ・連帯保証人が外国籍の場合は、在留資格が永住者であること
- *1 求職登録後は、求人情報の提供や就職先の紹介、相談会のご案内等、個々の状況に応じたコーディネーターの就職相談を受けることができます。

<貸付額> 200,000円以内 (一人1回限り)

<貸付金利息> 無利子

<就職準備金の対象となる使途>

貸付額は、保育士として就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとします。

- ・保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 ・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・保育所等で使用する被服費 ・ 保育所等で勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- ・保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 ・ 子どもの預け先を探すにあたって必要な経費
- ・初回給与までの通勤等の経費 ・ 緊急連絡や各種情報収集のためのパソコンや携帯電話などを購入する経費 など

<返還について>

保育士業務に従事しなくなった等、返還免除要件を満たさなくなった場合、貸付した資金については返還となります。返還期限(返還開始から10ヶ月)を過ぎると貸付元金の残額に対し、年3%の延滞利子が日割りで加算されます。返還免除要件を満たさなくなった場合は、かながわ福祉人材センターまでご連絡ください。

<貸付申請に必要な書類> 申請手続きに必要な書類をそろえて、郵送にて福祉人材センターに提出してください。

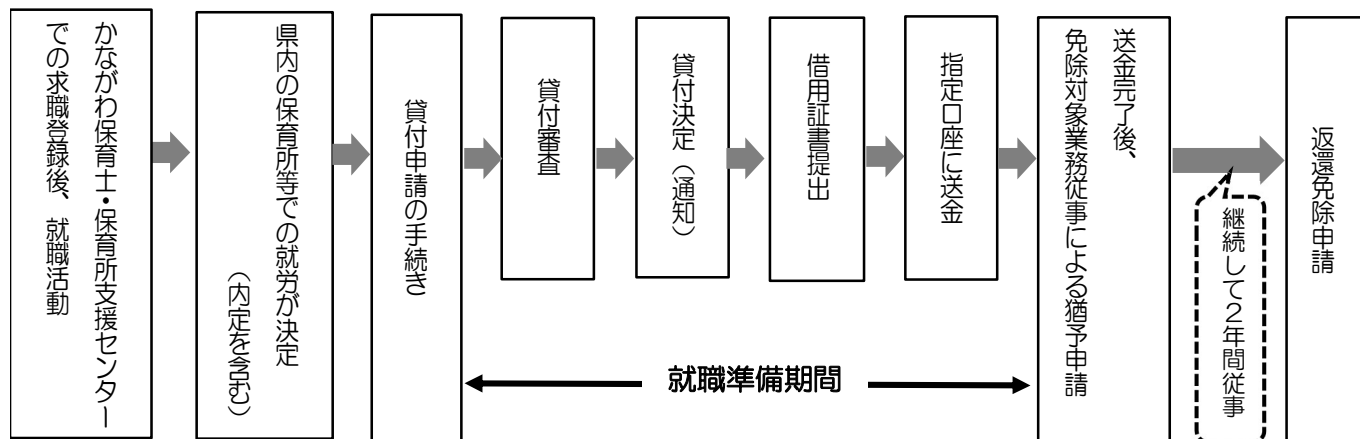
●申請書類の提出期限は、就労開始日から原則1ヶ月以内となります。(内定後、就労前に申請することもできます。)

- ① 貸付申請書(様式★)
- ② 内定書等、神奈川県内の保育所等に就職(内定)することを証明する書類(就労開始日・職務内容等の記載があるもの)の写し
- ③ 申請者及び連帯保証人の3か月以内の住民票の写し(本籍・マイナンバーの記載がないもの) ※コピー不可
- ④ 個人情報の取扱いについての同意書(様式★)
- ⑤ 保育士証の写し(旧姓での証明の場合、戸籍抄本または住民票に旧姓が記載されているもの添付)

※(様式★)がついている書類は、福祉人材センターより郵送いたします。

※このほか、貸付審査に必要な書類の提出が必要となる場合があります。また、貸付申請書類の返却は致しません。

■ 申請手続きの主な流れ



【問い合わせ・郵送先】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター 貸付担当

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階

Tel: 045-312-4816 受付: 月曜~金曜(土日祝祭日を除く) 9:00~12:00/13:00~17:00